

8 協力依頼事項

市等から自治会（自治会連合会）へ協力をお願いする事業の紹介です。

<p>事業名</p>	<p>「広報ふくろい」及び「自治会宛文書」の配付</p>
<p>事業の概要</p>	<p>「広報ふくろい」及び「自治会宛文書」（自治会長宛文書・班内回覧）は、<u>毎月1回</u>、各自治会にて指定された場所（自治会長様宅・文書担当者様宅・公会堂等）へお届けします。自治会内への世帯配付と班内回覧をお願いいたします。</p> <p>※ 自治会長宛文書は、急を要する場合などの特別な事情により、お届け日以外で自治会長様宅へ郵送することがあります。</p>
<p>実施手順等</p>	<p>1 配布依頼物 大きく分けて、<u>①全世帯配付の広報紙、②自治会長様宛の文書、③各班に1部ずつの班内回覧、の3種類</u>があります。発送物の一覧を同封しますので御確認ください。</p> <p>2 発送日 広報紙は毎月1日が発行日ですので、自治会へお届けする日は、原則、<u>月末日の1日前</u>になります。 ただし、お届け日が土日や祝日にあたる場合は、直前の開庁日になります。具体的な発送日は日程表（52ページ）をご覧ください。</p> <p>3 お届け時間帯 <u>お届け日の正午頃</u>から順に、配送業者がお届けします。配達業者が地域を回る順路は一定ですので、毎回一定の時間帯にお届けできるよう努めますが、<u>文書量や交通状況によりお届け時間が前後することがあります</u>。</p> <p>4 必要部数の変更 世帯配付物（広報紙）、班内回覧物ともに、<u>必要部数に増減がございましたら協働まちづくり課</u>へ御連絡ください。<u>電話やメール</u>による連絡で構いません。随時受け付けています。</p> <p>5 班内回覧について 市からお願いする班内回覧に関しては、広報ふくろいの発送に合わせ、協働まちづくり課を通して送付するようにしていますが、緊急時には例外的に、担当部署から直接回覧をお願いする場合があります。 市を通さずに、学校やコミュニティセンター、消防団等からバラバラに回覧依頼が来る場合は、自治会独自の回覧日を相手先に伝え、送付時期を合わせてもらうのも一案です。（学校・コミュニティセンター等にはなるべく広報ふくろいの配付時にあわせて班内回覧の発送をするように依頼しておりますが、行事等の日程により回覧依頼時期がずれてしまうことがあります。御了承ください。）</p>

<p>実施手順等</p>	<p>6 「広報ふくろい」「自治会宛文書（自治会長宛文書・班内回覧）」等の受け取りについて</p> <p>※ 広報ふくろい100部で、梱包用袋（縦32cm×横26cm×厚さ13cm）1袋を目安にお考えください。</p> <p>※ お届け時に配達指定場所に不在でも構いません。年度初めのお届けの際に、配達業者に置き場所（置き方）を指定していただくと助かります。</p> <p>例) ・受け取りボックスを置く。</p> <ul style="list-style-type: none">・風雨の際に濡れないように軒下を指定する。・配送先を公会堂（集会場）等にする。・文書担当者を決めて、都合のよい受け取り場所を指定する。 <p>※ 配送場所の変更を希望する場合は、協働まちづくり課へ御連絡ください。</p>
<p>担当部署</p>	<p>袋井市役所 総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進室 電話 44-3107 FAX 43-2132 E-mail shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp</p>

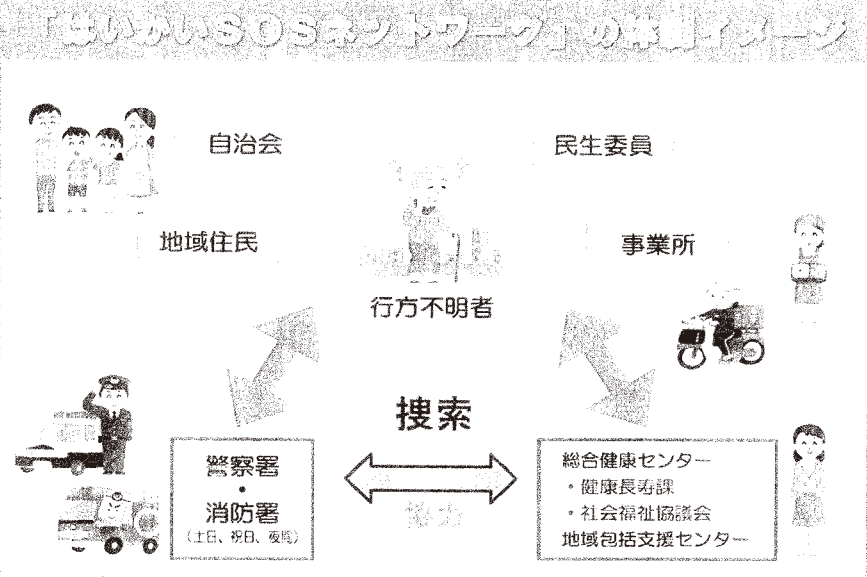
令和6年度 広報ふくろい及び自治会宛文書発送日程表

お届け文書の種類			自治会へお届けする日
令和6年 広報ふくろい 4月号	自治会長宛	班内回覧	令和6年3月28日(木)
広報ふくろい 5月号	自治会長宛	班内回覧	令和6年4月26日(金)
広報ふくろい 6月号	自治会長宛	班内回覧	令和6年5月30日(木)
広報ふくろい 7月号	自治会長宛	班内回覧	令和6年6月27日(木)
広報ふくろい 8月号	自治会長宛	班内回覧	令和6年7月30日(火)
広報ふくろい 9月号	自治会長宛	班内回覧	令和6年8月29日(木)
広報ふくろい 10月号	自治会長宛	班内回覧	令和6年9月27日(金)
広報ふくろい 11月号	自治会長宛	班内回覧	令和6年10月30日(水)
広報ふくろい 12月号	自治会長宛	班内回覧	令和6年11月28日(木)
令和7年 広報ふくろい 1月号	自治会長宛	班内回覧	令和6年12月26日(木)
広報ふくろい 2月号	自治会長宛	班内回覧	令和7年1月30日(木)
広報ふくろい 3月号	自治会長宛	班内回覧	令和7年2月27日(木)
広報ふくろい 4月号	自治会長宛	班内回覧	令和7年3月28日(金)

<p>事業名</p>	<p style="text-align: center;">環境美化運動</p>
<p>事業の概要</p>	<p>地区内の快適な生活環境を整えるため、自治会等で年2回の環境美化運動をお願いしております。</p> <p>【内容】草刈、排水路の清掃、ごみ拾いなど</p> <p>事業の詳細は、年度初めに自治会長宛に文書でお知らせします。</p>
<p>実施手順等</p>	<p>1 市の支援について</p> <p>美化運動で草刈機の借用やコンテナの設置を希望される場合は、<u>実施する10日前までに各種計画書を提出</u>してください。</p> <p>(1) 草刈作業</p> <p>ア <u>草刈機</u>の貸出 (1自治会 5台まで) 実施日が他自治会と重複した場合は、貸出台数を調整</p> <p>イ <u>刈草用回収コンテナ</u>の設置 (1自治会 2箇所まで) コンテナの大きさ(縦2.0m×横3.6m×高さ1.1mなど)</p> <p>(2) 排水路・調整池等の清掃</p> <p>ア <u>土のう袋</u>の配布 (必要枚数)</p> <p>イ <u>廃土用コンテナ</u>の設置 (1自治会 2箇所まで) コンテナの大きさ(縦2.0m×横3.6m×高さ1.1mなど)</p> <p>2 ごみや刈草等の処分方法</p> <p>(1) 燃やせないごみ 一時、自治会で保管し、資源ごみ・埋立ごみ収集日に処理してください。</p> <p>(2) 燃やせるごみ 「環境美化運動」時のごみとして、<u>減免申請書</u>に必要事項を記入し、平日または土曜日の午前中に中遠クリーンセンターへ直接搬入してください。</p> <p>(3) 刈草</p> <p>ア 平日または土曜日に(株)八ヶ代造園(袋井市宇刈)へ直接搬入するか、平日または土曜日の午前中に中遠クリーンセンターへ搬入してください。</p> <p>イ 日曜日に(株)八ヶ代造園へ搬入する場合は、<u>1か月前までに刈草処理計画書を環境政策課へ提出</u>してください。</p> <p>ウ 刈草を野焼きする場合は、10日前までに届出書を袋井消防署へ提出してください。</p> <p>エ 刈草用コンテナの設置を希望される場合は、前日に市がコンテナを設置し、後日回収します。</p> <p>3 事故があった場合 作業中のけが等は、保険の対象となる場合がありますので、速やかに担当部署へ御連絡ください。</p> <p>4 <u>河川愛護及び環境美化運動実績報告書の提出</u> 自治会連合会長経由で提出してください。</p>
<p>担当部署</p>	<p>袋井市役所 環境水道部 環境政策課 環境衛生係 電話 44-3115 FAX 44-3185 E-mail kankyuu@city.fukuroi.shizuoka.jp</p>

<p>事業名</p>	<p style="text-align: center;">河川愛護事業</p>
<p>事業の概要</p>	<p>地域河川の保全と災害等の予防に寄与いただくことを目的に河川、調整池の除草及び清掃をお願いしております。 事業の詳細は、5月頃に自治会長宛に文書でお知らせします。</p>
<p>実施手順等</p>	<p>各河川愛護団体（自治会・自治会連合会）においては計画を立て、河川、調整池の除草及び清掃を実施してください。 事業を実施された団体に対して、河川愛護報償金（34 ページ）をお支払いいたします。</p> <p>1 草刈機用燃料の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 団体につき、年間 50 リットルまで支給します。 ・ 河川愛護活動用草刈機燃料支給要望書を提出してください。 <p>2 草刈機の貸出（河川愛護活動用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自走式斜面用草刈機 （1 団体 1 台） ・ 手押式大型草刈機 （1 団体 1 台） <p>※ラジコン草刈機、運搬用車輛の貸出については、担当部署へお問い合わせください。 ※借用書を提出してください。</p> <p>3 刈草の処分</p> <p>環境美化運動（53 ページ）をご覧ください。</p> <p>4 事故があった場合</p> <p>作業中のけが等は、保険の対象となる場合がありますので、速やかに担当部署へ御連絡ください。</p>
<p>担当部署</p>	<p>袋井市役所 都市建設部 維持管理課 管理係 電話 44-3130 FAX 42-3367 E-mail kensetsu@city.fukuroi.shizuoka.jp</p>

<p>事業名</p>	<p>消防団員の確保（新入団員勧誘活動）</p>
<p>概要</p>	<p>地域防災の主要な役割を担っている袋井市消防団ですが、近年新入団員の確保に苦慮しており、地域の安全・安心を守るうえで全国的に大きな課題となっています。自治会と消防団が協力、連携して団員確保に努めていきたいと思っておりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。</p>
<p>協力内容</p>	<p>1 勧誘への同行 地元分団から自治会へ協力依頼がありましたら、自治会役員が消防団員と協力し、対象者へ入団勧誘をしてください。自治会役員が同席することで、消防団への理解が深まる、対象者本人に直接面会できる、といった効果が期待できます。</p> <p>2 団員の処遇改善 市内でも、団員の処遇改善による入団者の確保に取り組んでいただいている自治会があります。地元分団から相談があった場合は、前向きに御検討いただきたく、お願いいたします。 <取り組み例> ・団員がいる世帯の自治会費の減免 ・消防団員を自治会役員扱いとする（団員がいる世帯には他の役を充てない） など</p> <p>3 女性消防団員の勧誘 女性消防団員は、市内全域で一つの隊を構成しています。女性団員の周知や、興味のある方へのお声掛けをお願いいたします。</p> <p>新入団員の勧誘活動の窓口は、男性は各分団、女性は危機管理課消防団担当です。消防団について御不明な点がございましたら、担当部署へお問い合わせください。</p>
<p>担当部署</p>	<p>袋井市役所 危機管理部 危機管理課 災害対策係（消防団担当） 電話 86-5577 FAX 86-5522 E-mail bousai@city.fukuroi.shizuoka.jp</p>

<p>事業名</p>	<p>はいかいSOSネットワーク事業</p>
<p>事業の概要</p>	<p>認知症で行方不明の方を、行政や公的機関、民生委員児童委員協議会、自治会、タクシー事業所、配食サービス事業所、介護サービス事業所など各種事業所の協力によるネットワークで広く搜索活動を行います。</p> 
<p>協力内容</p>	<p>警察署へ搜索依頼が提出され、同報無線による放送を行ったとき、市内全域の協力事業所と行方不明者の居住地の自治会、民生委員児童委員に対し、本人の特徴について、健康長寿課から地域包括支援センターを通じて電話またはFAXで発信します。 その連絡を受けたときは、搜索に御協力ください。</p> <p>徘徊の恐れがあるとして事前に家族が市へ登録した対象者については、その地区の民生委員児童委員、自治会長、自治会連合会長に情報提供します。</p>
<p>担当部署</p>	<p>袋井市役所 総合健康センター 健康長寿課 地域包括ケア推進係 電話 84-7534 FAX 84-7582 E-mail chiikihoukatsu@city.fukuroi.shizuoka.jp</p>

<p>事業名</p>	<p>見守りネットワークの推進</p>
<p>事業の概要</p>	<p>見守りネットワークとは、地域の皆様で高齢者や障がい者などをさりげなく見守り、何か気がかりなことを感じたら、相談機関に連絡して高齢者等を支える仕組みです。</p> <p>すでに自治会や自治会連合会単位で見守りネットワークを組織化し取り組んでいただいている地域もあります。</p>
<p>協力内容</p>	<p>日常生活を送るうえで、高齢者や障がい者などが暮らすお宅など、近隣住民らが気に掛け、あいさつや声かけなどを行うことで、地域から孤立することの防止につながります。</p> <p>高齢者等に何か気がかりなことや心配を感じた場合は、相談機関である地域包括支援センター、社会福祉協議会、市健康長寿課に御相談ください。相談機関は高齢者等の様子を確認し、必要な支援へとつながります。</p> <p>是非、自治会や自治会連合会単位での組織づくりをすすめてください。</p> <p style="text-align: center;">【見守りネットワークの体制】</p> <div style="text-align: center;"> </div>
<p>担当部署</p>	<p>袋井市役所 総合健康センター 健康長寿課 地域包括ケア推進係 電話 84-7534 FAX 84-7582 E-mail chiikihoukatsu@city.fukuroi.shizuoka.jp</p> <p>袋井市社会福祉協議会 地域福祉係 電話 43-3020 FAX 43-6305 E-mail csw-fukur@fukuroi-shakyo.or.jp</p>

<p>事業名</p>	<p>福祉チャリティーバザー</p>
<p>事業の概要</p>	<p>袋井市福祉を育てる市民運動の一環として、市民総参加による一品寄付運動を展開し、子どもからお年寄りまで福祉の輪を広げ、福祉活動の充実を図り、その収益金を福祉事業の推進のために使用することを目的として実施しています。</p>
<p>協力内容</p>	<p>1 物品寄付及び取りまとめの依頼〔7月～8月〕 社会福祉協議会→自治会連合会、自治会</p> <p>2 寄贈していただきたい品目 日用品、贈答品、食料品、食器類、衣料品、農産物、雑貨等</p> <p>3 収集方法等 自治会ごとに収集していただければ幸いです。例えば、班単位で収集された後、御協力いただいた全班分を公会堂等に収集していただくなど、集めやすい方法をお願いします。 また、バザー用品が集まった際は、担当部署へ御連絡いただければ職員が受け取りに伺います。(受け取りは物品保管場所の都合上、8月下旬から9月中旬を予定しています。)</p> <p>4 バザー開催〔9月下旬〕</p>
<p>担当部署</p>	<p>袋井市社会福祉協議会 総務企画係 電話 42-7914 FAX 43-6305 E-mail csw-fukur@fukuroi-shakyo.or.jp</p> <p>袋井市社会福祉協議会 浅羽支所 地域支援係 電話 23-9229 FAX 23-6150</p>